

令和8年度分 特別区民税・都民税申告の手引き

申告期限は **3月16日(月)**です。

申告時期は窓口が大変混雑しますので、郵送・電子でご提出ください。

目次

	ページ
杉並区からのお知らせ／各問い合わせ先	1
申告が必要か判断するためのフローチャート	2
申告書の書き方（収入がない方、非課税の収入のみの方の書き方）	3
申告書の書き方（収入／所得がある方の書き方）	4
収入／所得の記入のしかた	5
所得から差し引かれる金額【控除】の記入のしかた	6、7
提出に必要な書類一覧	8
申告書の提出方法／所得税の確定申告について	9
医療費控除について／記入例	10
医療費控除の明細書	11

杉並区からのお知らせ

特別区民税・都民税の電子申告を開始しました

令和8年度分申告より、スマートフォンやパソコンから、マイナンバーカードを利用して、特別区民税・都民税の申告ができるようになりました。

電子での申告もご検討ください。

電子での申告をご希望の方は、右側の2次元コードから
申告手続きを行ってください。



特別区民税・都民税申告書の様式を変更しました

令和8年度分申告から特別区民税・都民税申告書の様式が変更になりました。
手引きの3～7ページを参考に申告書を作成してください。

問い合わせ先

【特別区民税・都民税の申告等、住民税に関するお問い合わせ】

杉並区役所 区民生活部 課税課 区民税係

電話：03(3312)2111(代表)

03(5307)0632・0633(直通)

【確定申告や所得税に関するお問い合わせ】

杉並税務署

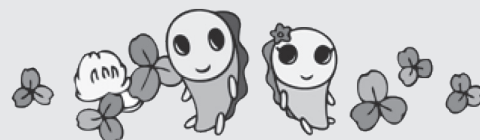
電話：03(3313)1131

荻窪税務署

電話：03(3392)1111

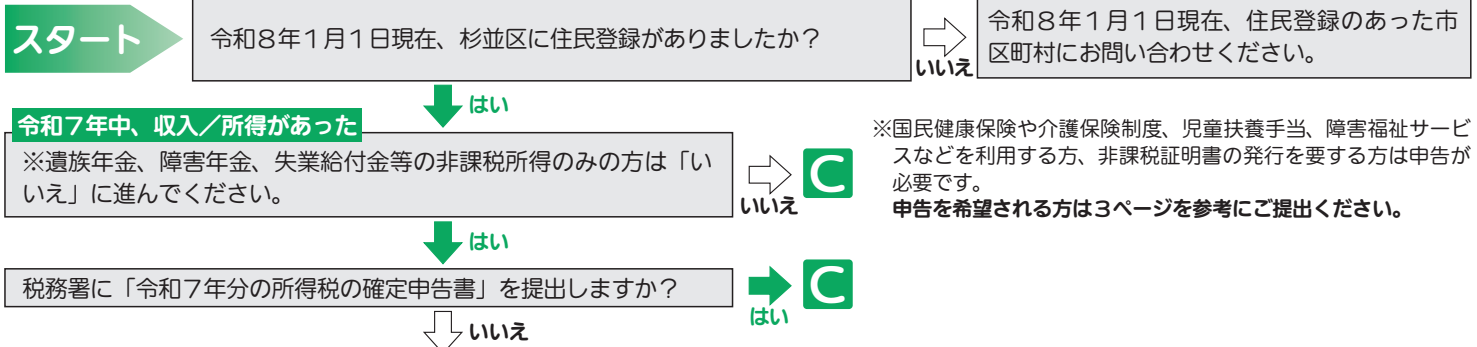
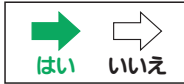
※お住まいの地区によって、管轄の税務署が異なります。

9ページをご確認いただき、各税務署へお問い合わせください。



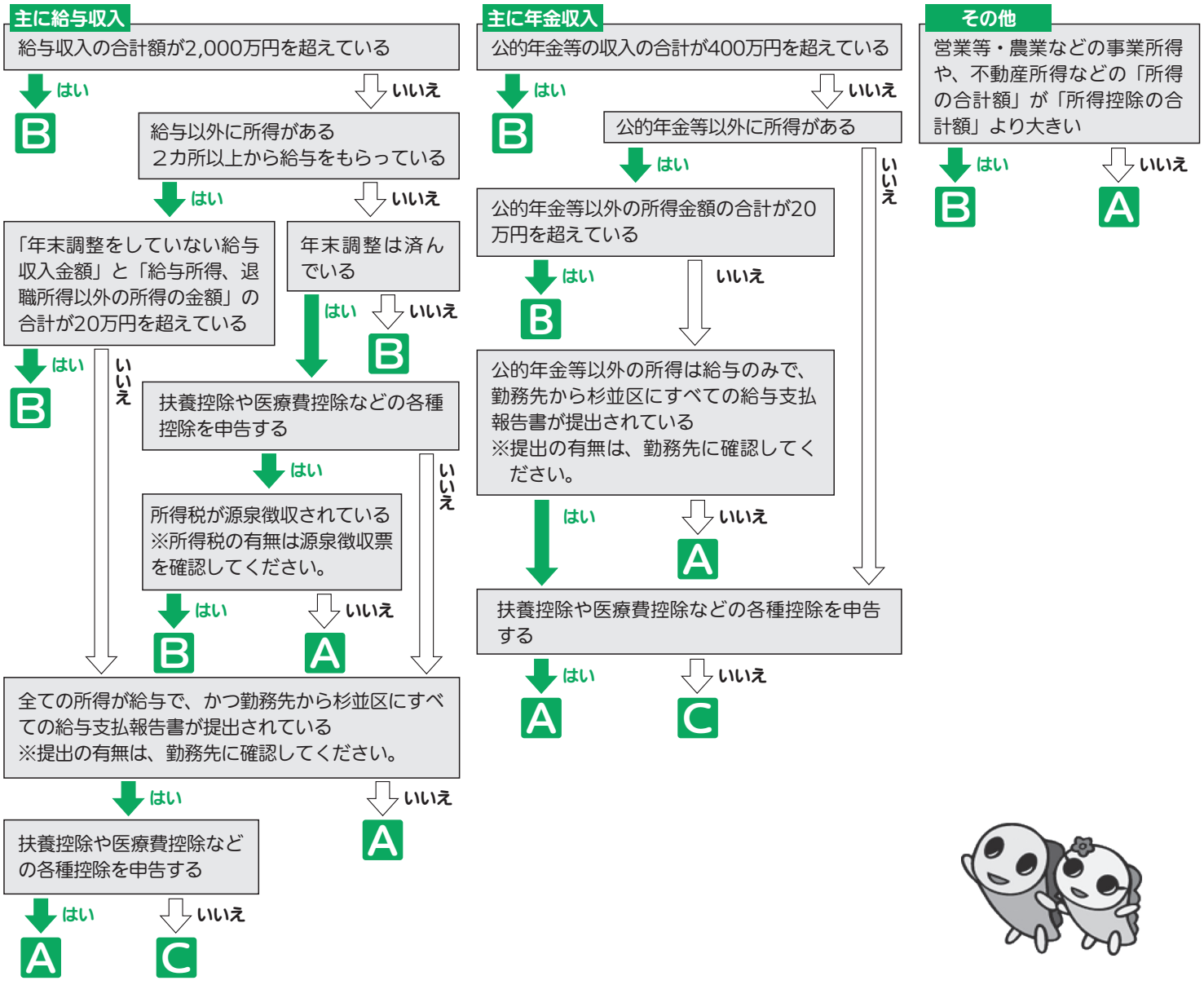
申告が必要か判断するためのフローチャート

○申告が必要か下記のフローチャートで確認してください。
○ただし、例外もありますので、ご不明な点は課税課にお問い合わせください。



※国民健康保険や介護保険制度、児童扶養手当、障害福祉サービスなどを利用する方、非課税証明書の発行を要する方は申告が必要です。
申告を希望される方は3ページを参考に提出ください。

収入の種類は次のうちどれですか？



- A 特別区民税・都民税の申告が必要です**
ただし、所得税が源泉徴収されていて、各種控除を申告することで所得税の還付を受ける場合は確定申告をしてください。
- B 確定申告が必要な場合があります**
確定申告をする方は特別区民税・都民税の申告は不要です。ただし、控除額が所得額より大きい場合（納付すべき所得税が発生しない場合）など、確定申告が不要な場合があります。
- C 特別区民税・都民税の申告は必要ありません**
所得税が源泉徴収されていて、各種控除を申告することで所得税の還付を受ける場合は確定申告をしてください。

申告書の書き方（収入がない方、非課税の収入のみの方の書き方）

令和8年度分 特別区民税・都民税申告書

添付資料 あり・なし (所得・控除・その他)	人 的 案 内	ワンスト 案内	
整理番号			
現住所	東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号	業種又は職業	
1月1日現在の住所	東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号	電話番号	03 (3312) 2111
フリガナ	スギナミ セイタ	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
氏名	杉並 税太	生年月日	48・2・1
世帯主の氏名		続柄	

① 必須項目

所得等のある方は「市町村民税・道府県民税申告書（分離課税等用）」を合わせて提出してください。
提出した方は事業税の申告書を提出する必要がありません。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
	56	44
	新個人年金保険料の計	旧個人年金保険料の計
	57	45
	介護医療保険料の計	
	58	
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
	47	46
⑰～⑲ 寡婦控除・ひとり親控除・勤労学生控除	<input type="checkbox"/> 寡婦控除 <input type="checkbox"/> ひとり親控除 <input type="checkbox"/> 勤労学生控除	
⑳ 障害者控除	寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者 扶養控除・特定親族特別控除 16歳未満の扶養親族	
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	上記を申告する場合はこの欄に必ず記入してください。	
㉓ 特定扶養親族特別控除	1 氏名 2 氏名 3 氏名	
㉔ 16歳未満の扶養親族（控除対象外）	1 氏名 2 氏名 3 氏名	

① 必須項目を記入してください
氏名、生年月日、住所、電話番号、個人番号など、申告対象の方に関する情報を書きます。
※寡婦・ひとり親・勤労学生に関する情報、障害に関する情報、配偶者／扶養親族に関する情報など、当てはまるものがある方は必ず記入してください。

4 所得金額

1 収入金額等	事業等	①	16
	農業	②	17
	不動産	③	20
	利	④	
2 所得金額	合計(⑦+⑧+⑨)	⑩	
	総合譲渡・一時	⑪	26
	合計	⑫	27
	社会保険料控除	⑬	32

② 合計⑫に「0」と記入してください

③ 8ページで必要な書類を確認し、同封して郵送してください

△医療費控除や生命保険料控除などは、所得から差し引く「所得控除」です。収入がない方、非課税収入のみの方は、所得は0です。そのため、所得から差し引くための各種控除を追加する必要はありません。
このページを見て申告書を書いている方は、医療費控除や生命保険料控除に関する書類を準備する必要はありません。

別居の扶養親族等がある場合には、裏面「14」に氏名、住所を記入してください。

㉕ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
	損害金額	保険金などで補填される金額	差引損失額のうち災害関連支出の金額
㉖ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	
	104	105	

点線より下は記入しないでください。

扶養	控配	有	老	普	特	同	老	16	同	特	扶	本	特	普	寡	勤	未	調	
		79	80	81	82	83	84	89	85	86	87	本人	71	72	74	70	76	77	64
												該							
												当							

5 給与・公的年金等に係る所得以外
(令和8年4月1日において65歳未満の方は給与所得以外)の特別区民税・都民税の納税方法

1 給与から差引き(特別徴収) 2 自分で納付(普通徴収)

「個人番号」欄には、個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号)に

強制課税 納税方法 1 2

重要

申告の義務が無い方でも、非課税証明書を取得する場合や次の場合などは基礎資料として申告が必要です。

- 各種保険料等の算出
- 東京都シルバーパスの申し込み
- 保育料の認定
- 障害基礎年金等の受給
- 就学援助費の受給可否の認定
- 社会保険の扶養認定
- 各種手当等の受給
- 自立支援医療費の助成
- 都営住宅の収入報告 など



申告書の書き方（収入／所得がある方の書き方）

令和8年度分 特別区民税・都民税申告書

添付資料 あり・なし (所得・控除・その他)	人 的 案 内	ワンスト 案内	
整理番号			
現住所	東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号	業種又は職業	
1月1日現在の住所	東京都杉並区阿佐谷南1丁目15番1号	電話番号	03 (3312) 2111
フリガナ	スギナミ セイタ	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 0 1 2
氏名	杉並 税太	生年月日	48・2・1
世帯主の氏名		続柄	

① 必須項目

この分岐点から、所得等のある方は「市町村民税・道府県民税申告書（分離課税等用）」を提出する必要があります。

3 所得から差し引かれる金額に関する事項

⑬ 社会保険料控除	社会保険の種類	支払った保険料
⑮ 生命保険料控除	新生命保険料の計	旧生命保険料の計
⑯ 地震保険料控除	地震保険料の計	旧長期損害保険料の計
⑳ 障害者控除	寡婦控除、ひとり親控除、勤労学生控除、障害者控除	
㉑～㉒ 配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者控除	配偶者控除・配偶者特別控除・同一生計配偶者	
㉓～㉕ 扶養親族特別控除	扶養控除・特定親族特別控除	
16歳未満の扶養親族（控除対象外）	16歳未満の扶養親族	

上記を申告する場合はこの欄に必ず記入してください。

① 必須項目を記入してください
氏名、生年月日、住所、電話番号、個人番号など、申告対象の方に関する情報を書きます。
※寡婦・ひとり親・勤労学生に関する情報、障害に関する情報、配偶者/扶養親族に関する情報など、当てはまるものがある方は必ず記入してください。

② 「1 収入金額等」 / 「2 所得金額」の当てはまるものについて記入してください
※書き方は5ページ

③ 「4 所得から差し引かれる金額」の欄については、「小規模企業共済等掛金控除」および「医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）」を申告される方のみ、該当箇所に記入してください
その他の控除については、申告書表面左側の「3 所得から差し引かれる金額に関する事項」にそれぞれ記入してください
※書き方は6、7ページ

㉗ 雑損控除	損害の原因	損害年月日	損害を受けた資産の種類
㉘ 医療費控除	支払った医療費等	保険金などで補填される金額	

⑤ 8ページで必要な書類を確認し、同封して郵送してください

⚠ 分離課税で申告される所得がある方は、「市町村民税・道府県民税申告書（分離課税等用）」の提出が必要になります。分離課税で所得の申告をされる方のみお渡ししている書式になるため、申告をする場合は課税課へお問い合わせください。

収入／所得の記入のしかた ※該当する欄(ア～シ、①～⑪)に記入してください

事業所得(営業等・農業など)／不動産所得

収入金額 - 必要経費 = 所得金額
記入欄 : **ア/イ/ウ** ①/②/③
※申告書裏面の「7 事業・不動産所得に関する事項」欄にも記入してください。

利子所得

日本国外に預けた預金等の利子などのみをご記入ください。
一律分離課税により源泉徴収および特別徴収されていたものは記入できません。

収入金額 / 所得金額
記入欄 : **エ** ④

配当所得

収入金額 / 所得金額
記入欄 : **オ** ⑤
※非上場株式等及び上場株式等の大口株主は所得税の確定申告が必要(少額のものを除く)となります。
※申告書裏面の「8 配当所得に関する事項」欄にも記入してください。

給与所得

収入金額 / 所得金額
記入欄 : **カ** 記入不要
⇒「源泉徴収票」の支払金額を「カ」に記入してください。
※「源泉徴収票」がない方(やむを得ない理由で勤務先から発行を受けられない場合など)は、申告書裏面の「6 給与所得の内訳」欄に、給与支払額/給与支払者を記入してください。

○所得金額調整控除

あなたの給与の収入金額が850万円を超え、以下の(1)～(3)のいずれかに該当する場合(該当する人が複数の場合はいずれか1名のみを記入してください)、申告書裏面「16 所得金額調整控除に関する事項」にも記入してください。

- (1) 申告者ご本人が特別障害者である。
- (2) 特別障害者である同一生計配偶者または扶養親族を有する。
- (3) 年齢23歳未満の扶養親族を有する。

※あなたの「扶養控除」または「障害者控除」の対象とならない扶養親族でもご記入いただけます。

雑所得(公的年金等、業務、その他)

公的年金等 (国民年金、厚生年金、一定の外国年金等の所得)

収入金額 / 所得金額
記入欄 : **キ** 記入不要
申告年分の「公的年金等の源泉徴収票」の支払金額の合計額を「キ」に記入してください。

業 務 (原稿料、講演料、シルバー人材センター配分金等の副収入による所得)

収入金額 - 必要経費 = 所得金額
記入欄 : **ク** ⑧

そ の 他 生命保険の年金(個人年金保険)、互助年金等による所得(公的年金等、業務以外のもの)

収入金額 - 必要経費 = 所得金額
記入欄 : **ケ** ⑨

※業務/その他は申告書裏面の「9 雑所得(公的年金等以外)に関する事項」欄にも記入してください。

譲渡所得(短期譲渡/長期譲渡)

ゴルフ会員権、金地金、機械などを譲渡したことによる所得。

譲渡した資産について、保有期間が5年以下の資産の譲渡は短期譲渡、5年を超える場合は長期譲渡となります。

記入欄: 申告書裏面「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の枠外を参考に、**コまたはサ**に記入してください。

※特別控除: 短期譲渡と長期譲渡合わせて50万円(限度額)

※申告書裏面の「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記入してください。

一時所得

生命保険の一時金、賞金や懸賞金、競馬などの払戻金などの一時的な所得。

記入欄: 申告書裏面「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」の枠外を参考に、**シ**に記入してください。

※特別控除: 50万円(限度額)

※申告書裏面の「11 総合譲渡・一時所得の所得金額に関する事項」にも記入してください。

所得から差し引かれる金額【控除】の記入のしかた ※該当する欄(13~28)に記入してください

NO.	控除の種類	控除の概要と書き方 ※添付書類に関しては、8ページをご確認ください。
⑬	社会保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の国民健康保険料、国民年金保険料、介護保険料などを支払ったり、あなたの給与から差し引かれたりした社会保険料を記入してください。 ※あなた以外の方が受け取る公的年金等から差し引かれる国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料は対象になりません。
⑭	小規模企業共済等掛金控除	あなたに小規模企業共済法に規定する共済契約に基づく掛金等の支払いがあった場合には、支払額を記入してください。 ※あなたと生計を一にする配偶者その他の親族が加入者となっている掛け金はあなたの控除となりません。
⑮	生命保険料控除	あなたやあなたの配偶者その他の親族を保険金の受取人とする新(旧)生命保険料、介護医療保険料、新(旧)個人年金保険料(保険契約に基づく配当金を除きます。)の支払額をそれぞれ記入してください。
⑯	地震保険料控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者その他の親族の有する居住用家屋や生活用動産に係るもので、かつ地震等により保険金などが支払われる損害保険契約等のうち、あなたが支払った地震保険損害部分の保険料(いわゆる契約者配当金を除きます。)の支払額を記入してください。
⑰~⑱	寡婦・ひとり親控除	令和7年12月31日現在、次のいずれかに該当する場合は、チェックをしてください。 寡婦 ①夫と離婚し、その後婚姻をしていない方で扶養親族を有し、同一世帯に事実上婚姻関係と同様にあると認められる者がいない、かつ令和7年中の合計所得金額が500万円以下の場合 ②夫と死別した後婚姻をしていない方、または夫が生死不明の方で、同一世帯に事実上婚姻関係と同様にあると認められる者がいない、かつ令和7年中の合計所得金額が500万円以下の場合 ひとり親 現に婚姻をしていない方(配偶者と死別または離婚を含みます。)または配偶者の生死が不明な方で、令和7年中の総所得金額等が58万円以下の生計を一にする子を有し、同一世帯に事実上婚姻関係と同様にあると認められる者がいない、かつ令和7年中の合計所得金額が500万円以下の場合
⑲	勤労学生控除	令和7年12月31日現在、あなたが学生/生徒で、給与所得など勤労による所得があり、令和7年中の合計所得金額が85万円以下(そのうち勤労によらない所得が10万円以下)の場合は、チェックをして学校名を記入してください。
⑳	障害者控除	令和7年12月31日現在、あなたや同一生計配偶者および扶養親族が障害者の場合、氏名、障害の程度、個人番号を記入してください。控除額は障害の程度によって異なります。
㉑~㉒	同一生計配偶者・配偶者控除・配偶者特別控除	以下に該当する場合、配偶者の氏名、生年月日、個人番号、配偶者の合計所得金額を記入してください。 ○同一生計配偶者 令和7年12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者(令和7年中に亡くなった方を含みます。)の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の方 ○配偶者控除 あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、同一生計配偶者を有する方 ○配偶者特別控除 あなたの令和7年中の合計所得金額が1,000万円以下で、令和7年12月31日現在、あなたと生計を一にする配偶者(令和7年中に亡くなった方を含みます。)の令和7年中の合計所得金額が58万円を超え133万円以下の場合 ※あなたと配偶者それぞれの合計所得金額および配偶者の年齢(配偶者控除のみ)により、控除額が変わります。 ※配偶者が事業専従者である場合は、配偶者控除および配偶者特別控除を受けることができません。 ※夫婦間で互いに配偶者特別控除を受けることはできません。また、一方が配偶者控除を受ける場合は、もう一方が配偶者特別控除を受けることはできません。

所得から差し引かれる金額【控除】の記入のしかた

NO.	控除の種類	控除の概要と書き方 ※添付書類に関しては、8ページをご確認ください。
⑳～㉒	扶養控除・特定親族特別控除 ※16歳未満の扶養親族も含む	令和7年12月31日現在、あなたと生計を一にする親族（令和7年中に亡くなった方を含みます。）の令和7年中の合計所得金額が58万円以下の場合、扶養親族の氏名、生年月日、個人番号、同居／別居、続柄を記入してください。当該親族が特定親族である場合には、上記の記載に加えて、住民税の控除額（※下表参照）と「特親」欄に○を記入してください。
㉓	雑損控除	令和7年中に、通常生活に必要な資産について、災害や盗難、横領などにより損害を受けたり、関連してやむを得ず支出した場合に控除することが出来ます。損害の原因、損害年月日、損害を受けた資産の種類、損害金額、保険金などで補填される金額、差引損失額のうち災害関連支出の金額を記入してください。
㉔	医療費控除	あなたやあなたと生計を一にする配偶者／親族のために一定の金額以上の医療費をあなたが支払った場合は、医療費控除の対象となります。「医療費控除の明細書」(P11)を作成し、「支払った医療費等」「保険金などで補填される金額」を記入してください。医療費控除の特例（セルフメディケーション税制）を適用する場合は、申告書表面右側「4 所得から差し引かれる金額」の「医療費控除」欄の「□」にチェックをしてください。 ※「医療費控除」と「セルフメディケーション税制」の両方を適用することはできません。

※特定親族特別控除

所得割の納税義務者が生計を一にする19歳以上23歳未満の親族等（配偶者や青色事業専従者などを除く、合計所得金額が123万円以下である方）で、控除対象扶養親族に該当しない方を有する場合には、その納税義務者の総所得金額等から次の金額を控除するものです。

	親族等の合計所得金額	控除額(住民税)	控除額(所得税)
扶養控除(特定扶養親族)	58万円以下		63万円
特定親族特別控除 (特定親族)	58万円超 85万円以下	45万円	61万円
	85万円超 90万円以下		
	90万円超 95万円以下		
	95万円超100万円以下	41万円	41万円
	100万円超105万円以下	31万円	31万円
	105万円超110万円以下	21万円	21万円
	110万円超115万円以下	11万円	11万円
	115万円超120万円以下	6万円	6万円
120万円超123万円以下	3万円	3万円	

裏面15 寄附金に関する事項 ※該当する場合は、寄附をした金額を記入してください。

○寄附金税額控除の対象となる寄附先

- ①都道府県・市区町村への寄附（ふるさと納税）
 - ②東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部、都道府県・市区町村（ふるさと納税対象以外）への寄附
 - ③東京都が条例で指定する団体への寄附
- ※東京都が条例で指定する団体については、東京都の条例指定寄附金一覧（東京都主税局ホームページ）をご確認ください。

東京都主税局ホームページ



- ④杉並区が条例で指定する団体への寄附
- ※学校法人、社会福祉法人、認定NPO法人などに対する寄附金（杉並区特別区税条例第20条の2第1項に規定）のうち、杉並区内の事務所又は事業所において収納されたものに限ります。（杉並区特別区税条例施行規則第4条の2による）

15 寄附金に関する事項



都道府県、市区町村分（ふるさと納税）	① 円	
東京都共同募金会、日本赤十字社東京都支部分、都道府県、市区町村分（ふるさと納税以外）	② 円	
条例指定分	都道府県	③ 円
	市区町村	④ 円

⚠ 所得税の確定申告書または特別区民税・都民税申告書を提出した場合、「ワンストップ特例制度」は適用外となります。申告する場合は、所得税の寄附金控除および特別区民税・都民税の寄附金税額控除についても必ず申告してください。

提出に必要な書類一覧

※郵送や窓口でご提出いただいた添付資料は返却できませんので、必要な方はご自身であらかじめコピーをお取りください。

すべての方にご提出いただく書類

特別区民税・都民税申告書	氏名、生年月日、住所、電話番号、個人番号などの必須項目は記入しましたか？
個人番号及び本人確認書類	次の①または②のいずれかを提示または添付してください。 (①の場合は1点、②の場合はAから1点とBから1点の計2点) ①マイナンバーカード ②A…マイナンバー入りの住民票の写し、通知カード B…運転免許証、パスポート、在留カード、介護保険被保険者証、障害者手帳など ※窓口での提出の場合は原本の提示、郵送での提出の場合は両面の写しの添付が必要です。

収入・控除の申告に必要な書類

営業等、農業、不動産	収支内訳書または決算書	電子で申告される場合は、必要書類の原本をスキャンまたはスマートフォン等で撮影した画像ファイルを添付してください。 画像が不鮮明な場合や内容の確認が必要な場合には、後日原本の提示をお願いすることがありますので、申告後5年間のご自宅等で原本を保管してください。
給与、公的年金等	給与や公的年金等の源泉徴収票	
その他の収入	収入金額と必要経費が分かる書類（報酬の支払調書や個人年金の支払証明など）	
社会保険料控除	前年中に支払った金額が分かる書類（領収書や控除証明書など） ※源泉徴収票に記載がある場合、源泉徴収票を同封すれば、それぞれの控除にかかる書類は必要ありません。	
小規模企業共済等掛金控除	※以下の控除について申告する際は、証明書の 原本 の提出が必要です。 「国民年金保険料・国民年金基金の掛金」	
生命保険料控除	「小規模企業共済等掛金控除」 「生命保険料控除」(平成23年12月31日以前に締結した一般の保険契約等で、1契約の年間保険料が9千円以下のもは、証明書の添付は不要です。)	
地震保険料控除	「地震保険料控除」	
寡婦・ひとり親控除	必要な添付書類はありません。記入を忘れていないか確認してください。	
勤労学生控除	学生証の写しなど（専修学校等生徒は学校が交付する在学証明書等の 原本 が必要です。）	
障害者控除	各種障害者手帳（等級が分かる部分）の写しまたは障害者控除対象者認定書（ 原本 ）	
同一生計配偶者 配偶者控除 配偶者特別控除	○国内居住の方を扶養している場合 必要な添付書類はありません。記入を忘れていないか確認してください。 ○国外居住の方を扶養している場合	
扶養控除 特定親族特別控除 16歳未満の扶養親族	①親族関係書類（ 原本 ）②送金関係書類（扶養親族等の年齢が30歳以上70歳未満の場合は38万円以上の送金が確認出来るもの）③留学ビザ等書類 ※①,②は必須書類です。③はページ下部△に該当する場合、提出が必要です。 ※外国語で作成されている場合は、その翻訳文を添付してください。	別居の場合は申告書裏面「14 別居の扶養親族等に関する事項」もご記入ください。
雑損控除	①り災証明書の写し ②被害を受けた資産、取得時期、取得価格の分かるもの ③被害を受けた資産の取壊し費用、除去費用、修繕費用などの分かるもの ④保険金等で補てんされる金額の分かるもの	
医療費控除	医療費控除の明細書／医療費通知（医療費のお知らせ）（ 原本 ） またはセルフメディケーション税制の明細書	
寄附金税額控除	寄附金の受領証明書（ 原本 ） ※所得税の確定申告時に、寄附金の受領証明書を提出済みの方は添付不要です。	



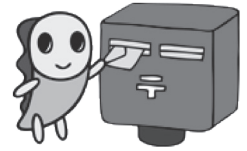
⚠️ 国外居住の扶養親族のうち「留学により国内に住所および居所を有しなくなった方」については、留学ビザ等書類（外国政府または外国の地方公共団体が発行した留学の在留資格に相当する資格をもって外国に在留することにより非居住になったことを証する書類）の提出が必要です。

申告書の提出方法

〈郵送で提出する場合〉

郵送先

〒166-8570
杉並区阿佐谷南1-15-1
杉並区区民生活部課税課住民税申告書担当
※返信用封筒を使用しない場合は、上記宛に送付してください。



- 添付書類は、「添付書類台紙」に貼付し、申告書とともに送付してください。
- 添付書類が同封した返信用封筒に収まらない場合は、お手数ですが別の封筒を用意していただき、所要額の切手を貼って申告書とともに送付してください。
- 受付印のある申告書の写し（控え用）が必要な方は、返信用封筒（宛先を記入の上、所要額の切手を貼ってください。）を必ず同封してください。

〈窓口で提出する場合〉

杉並区役所東棟2階 課税課（6番）窓口にお越しください。
午前8時30分～午後5時（土・日曜日、祝日を除く）

〈電子で申告する場合〉

マイナンバーカードをお持ちの方は、eLTAX(エルタックス)※のホームページ、マイナポータル及び区ホームページを経由して特別区民税・都民税の申告が可能です。
申告の際は、右側の2次元コードからご申告ください。



※eLTAX: 地方税ポータルシステムの呼称で、インターネットを利用し、地方税における手続きを電子的に行うシステムです。

所得税の確定申告について

次のような方は、所得税の確定申告が必要な場合があります。
詳しくは、お住まいの地区の管轄税務署にお問い合わせください。



- 事業所得や不動産所得のある方で所得の合計額が、所得税の所得控除（社会保険料控除、扶養控除、基礎控除など）の合計額を超える方
 - 給与の年間収入金額が2,000万円を超える方
 - 給与を1カ所以上から受けている方で、給与所得、退職所得以外の所得金額が20万円を超える方
 - 2カ所以上から給与等の支払いを受けている方
 - 雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などを申告し、所得税の還付を受ける方
 - 公的年金等の収入金額が400万円を超える方
 - 公的年金等の収入金額が400万円以下で、当該年金以外の所得金額が20万円を超える方
 - 外国の公的年金等の支給を受けている方
- ※上記はあくまで一例です。当てはまらない場合でも所得税の確定申告書の提出が必要な場合があります。

〈管轄税務署のご案内〉

- 杉並税務署（成田東4-15-8）** ☎03-3313-1131
阿佐谷北、阿佐谷南、高円寺北、高円寺南、和田、方南、和泉、堀ノ内、松ノ木、大宮、梅里、高井戸東、高井戸西、上高井戸、下高井戸、永福、浜田山、成田東、成田西 にお住まいの方
- 荻窪税務署（荻窪5-15-13）** ☎03-3392-1111
井草、上井草、下井草、善福寺、今川、桃井、西荻南、西荻北、上荻、清水、本天沼、天沼、久我山、荻窪、南荻窪、松庵、宮前 にお住まいの方



医療費控除について

○医療費控除に係る添付書類の見直し（平成30年度分から）

平成30年度分申告から、医療費控除または医療費控除の特例の申告の際に、医療費の領収書または医薬品購入費の領収書の添付または提示に代えて、納税者本人が作成した医療費の明細書または医薬品購入費の明細書を添付しなければならないことになりました。なお、法定納期限の翌日から5年以内は、医療費の領収書または医薬品購入費の領収書を自宅で大切に保管してください。

11ページは医療費控除の明細書となっています。切り取って使用してください。

足りない場合は、コピーをしていただくか、以下の要件を満たす明細書をご自身で作成してください。
セルフメディケーション税制を利用される方は、通常の明細書の他に専用様式を設けています。杉並区公式ホームページ（ページID：2074）からダウンロードしていただくか、課税課まで請求してください。

◆明細書の要件◆

医療を受けた（医薬品を購入した）方の名前、医療機関（医薬品を購入した店）の名前、支払った医療費の金額、補填される金額

（単位：円）

記入例

住所：杉並区 阿佐谷南1-15-1

氏名：杉並 税太

1. 医療費通知に関する事項

医療費通知（原本）（※）を添付し、下記2.の明細への記入に代える場合、右記（1）～（3）の必要事項を記入してください。
※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類をいいます。（例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」）

医療費通知の内容については医療保険者にお問い合わせください。

(1) 医療費通知に記載された 医療費の額	(2) (1)のうち7年中に実際に 支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険 などで補填される金額
	☆1	
円	円	円

医療費通知を添付する場合、次の6点が記載されている必要があります。

- ①被保険者等の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた者、④療養を受けた病院等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額、⑥保険者等の名称

2. 医療費（上記1.以外）の明細

「医療を受けた方の氏名」、「病院・薬局などの名称」ごとにまとめて記入することができます。
上記1.「医療費通知に関する事項」に記入したものについては2.に記入しないでください。

医療を受けた方の氏名	病院・薬局などの名称	支払った医療費	左のうち生命保険や社会保険 などで補填される金額
杉並 税太	〇〇病院	100,000 円	円
杉並 税太	〇〇病院分 交通費	12,000 円	
杉並 税太	××クリニック	30,000 円	
杉並 税太	××クリニック分 交通費	4,200 円	
杉並 税太	△△薬局	30,000 円	
杉並 花子	〇〇病院	40,000 円	
杉並 花子	〇〇病院分 交通費	5,000 円	
合 計		☆2 221,200 円	円

① 支払った医療費	☆1と☆2の合計 221,200 円	…この金額を申告書表面②の医療費控除の「104 支払った医療費等」に記入してください。
② 保険金などで補填される金額	0 円	…この金額を申告書表面②の医療費控除の「105 保険金などで補填される金額」に記入してください。

※ 保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きます。
支払った医療費よりも補填される金額の方が大きい場合、引き切れなかった金額を他の医療費から差し引くことはありません。
そのため、「左のうち生命保険や社会保険などで補填される金額」の合計額と②の金額は必ずしも一致しません。

③ 差引負担額	①-② 221,200 円	…申告書に記載する欄はありません。
---------	------------------	-------------------

